

手続きと所得制限の限度額のお知らせ

●表2 所得制限の限度額

障がい者医療費		
扶養親族等の数	本人所得額	配偶者及び扶養義務者所得額
0人	3,604,000円	6,287,000円
1人	3,984,000円	6,536,000円
2人	4,364,000円	6,749,000円
3人	4,744,000円	6,962,000円
4人	5,124,000円	7,175,000円
5人	5,504,000円	7,388,000円

一人親家族等医療費		
扶養親族等の数	本人所得額	配偶者及び扶養義務者所得額
0人	1,920,000円	2,360,000円
1人	2,300,000円	2,740,000円
2人	2,680,000円	3,120,000円
3人	3,060,000円	3,500,000円
4人	3,440,000円	3,880,000円
5人	3,820,000円	4,260,000円

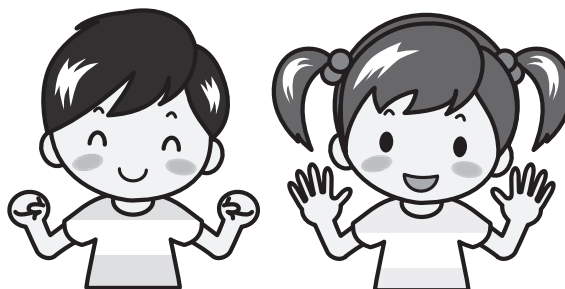
●所得制限限度額の加算について

①本人の場合

- (1) 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき、障がい者、一人親家庭等の場合は10万円を加算する。
- (2) 特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある場合、障がい者は1人につき25万円、一人親家庭等の場合は15万円を加算する。

②配偶者、扶養義務者の場合

- (1) 配偶者、扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき6万円を加算する。
(ただし、扶養親族が老人扶養親族だけの場合は、当該老人扶養親族の内、1人を除いた老人扶養親族1人につき6万円を加算する。)



問い合わせ先 子育て健康課 TEL 377-5652